

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

鳥取市長 深澤義彦

## 鳥取市条例第62号

### 鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部を次のように改正する。

別表第2鳥取市青谷町コミュニティセンターの部を次のように改める。

鳥取市青谷町コミュニティセンター	多目的ホール（控室含む。）	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	第1会議室、第2会議室、第3会議室	1時間につき 200円	1時間につき 400円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の

規定は、この条例の施行の日以後になされた使用の許可に係る使用料について適用し、同日前までになされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。